# 大河原町競争入札参加資格申請要領 [令和7・8年度]

令和7年1月 宮城県大河原町

令和7・8年度に大河原町が発注する建設工事等の入札に参加を希望する方を下記により 募集します。以下の要領に従って申請してください。これまで登録されていた方でも、更新 手続きが必要となります。

この資格審査は、申請書類に基づき参加資格の適格性を審査するものであるため、申請書 類等については、正確かつ適正に作成してください。

また、不備又は記載漏れがあった場合は、欠格として入札参加の資格認定を行いません。

#### 1. 募集する業種

- (1) 建設工事
- (2) 測量・コンサルタント業務
- (3) 物品・役務の提供業務

#### 2. 申請者の資格等

- (1)申請者の資格要件
  - ① 申請する業種に応じて、関係法令に基づく許認可又は登録を受けている者であること。
  - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定に該当するものでないこと。
  - ③ 国税・県税・町税を完納している者であること。
  - ④ 一般競争及び指名競争入札参加資格申請書、その他添付書類に虚偽の記載がない者であること。
  - ⑤ 「雇用保険、厚生年金保険及び健康保険(以下「社会保険等」という。)」に加入義 務がある建設業者については、社会保険等に加入していること(建設工事のみ)。
- (2)審査時の欠格要件
  - ① 申請書類の記載誤り若しくは記載漏れ又は不備があった場合で、定められた期日内 に修正又は不足書類の提出がない場合。
- (3) 承認後の取消要件(参加資格承認後でも欠格とします。)
  - ① 申請書類の記載事項に虚偽が判明した場合。
  - ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合。

#### 3. 要領・申請書様式等の配布期間及び方法

(1)配布期間

令和7年1月7日(火)より令和7年2月14日(金)まで

- (2)配布方法
  - ① 大河原町ホームページ (<a href="https://www.town.ogawara.miyagi.jp/1333.htm">https://www.town.ogawara.miyagi.jp/1333.htm</a>) からダウンロードにより取得してください。
  - ② 政策企画課(管財係)窓口で配布(CD-RまたはDVD-Rをご持参ください。)。

### 4. 申請書の提出

(1)受付期間

令和7年1月31日(金)から令和7年2月14日(金)まで

(2)提出方法

## 【推奨】オンライン(Graffer)または郵送

- ① やむを得ない事情があり上記方法により難い場合は大河原町役場政策企画課管財係へご相談ください。(電話:0224-53-2112)
- ② オンライン (Graffer) 提出の方法については、別紙「オンライン (Graffer) による提出の方法」をご確認ください。

#### 5. 提出書類

別紙「提出書類等一覧表」のとおり。

#### 6. 参加資格有効期限

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(2年間)

## 7. 前回からの変更点と提出時の注意事項

- (1) 前回からの変更点
  - ① 押印省略とペーパレス化の観点から、これまでの書面申請を廃止し、すべてデータ での申請とします。
  - ② 郵送により提出する場合は、すべての書類をデータ化し CD-R または DVD-R に保存のうえ、申請者名を表示し送付ください (CD-R・DVD-R は返却いたしません。)。
  - ③ これまでの「大河原町競争入札参加資格申請受理票兼承認書」による申請受理及び 手続完了に関する通知は廃止します。また、受付等確認のための書類を提出いただい ても対応致しかねます。
  - ④ オンライン提出の場合は、データ到達メールを送信します。
- (2) 注意事項
  - ① 複数の業種を申請する場合は、業種ごとに申請する必要があります。
  - ② 郵送の場合は、令和7年2月14日(金)までの消印有効とします(封筒表には必ず「入 札参加資格審査申請書在中」と記載ください。)。
  - ③ 代理人が申請を行う場合のみ、申請者からの委任状が必要になります。
  - ④ <u>委任状、使用印鑑届及び誓約書については、押印したものをデータ化(PDF)し提出してください。</u>

# 8. 資格認定通知

資格審査の結果、適格と認められた場合は、大河原町入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載します。資格者名簿については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条の規定に基づき公表します(令和7年3月中に大河原町HPにて掲載する予定です。)。

# 9. その他

申請に伴い作成された書類のうち、当該法人・団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合ありますので、ご承知ください。

【担当・問合せ先】

担当:7989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19 番地

大河原町政策企画課 管財係

電話:0224-53-2112 FAX:0224-53-3818 E-mail:shinsei@town.ogawara.miyagi.jp